

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成31年3月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成31年3月18日（月）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

上下水道課 伊藤課長、三橋主任主事、高山主任主事

3 件名

水道料金の改定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・平成29年度末の市内給水人口はそれぞれどれくらいなのか。
 ⇒市営水道が19,528人で31%、県営水道が35,933人で56%、井戸が8,311人で13%である。

・受水費について、減額となる見込みはあるのか。
 ⇒印旛広域水道構成団体の暫定井戸の削減が進めば、減額の可能性もある。

・下水道使用料の今後について、どう見ているのか。
 ⇒平成32年度に企業会計に移行し、数年間事業全体の経営状況を見ながら、使用料改定の必要性と課題等を踏まえて検討する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 都市建設部上下水道課

件名	水道料金の改定について	
現状・課題	<p>公営企業である白井市水道事業は、本来の目的である公共の福祉を増進するよう安全で安定した水道水の供給に努めてきており、経営面では県営水道利用者と市営水道利用者の料金格差を考慮し、平成18年度に料金改定し県営水道と概ね同一料金として以来12年間据え置き、事業運営してきたところである。</p> <p>しかし、高額な受水費により、供給単価が給水原価を下回る原価割れの状態が依然として続いており、また近年の節水意識の高まりや節水機器の普及により料金収入が伸び悩むなど、料金収入だけでは給水費用を賄えない経営状況が続いている。</p> <p>このため、料金収入が費用に不足する額は、県補助金と一般会計繰入金に依存し収支の均衡を保っているなど、事業体としての経営環境は厳しい状況にある。また、昨年8月に作成した財政推計により、一般会計の財政状況も楽観視できないことから、繰入金の増額は一般会計を圧迫することになる。</p> <p>今後、維持管理費等の経費の増加や、法定耐用年数を迎える水道施設の管路更新計画を策定し計画的な施設の更新による事業費の増加が見込まれるほか、大規模災害に備えた剰余金の確保が必要不可欠であるため、水道事業としての安定した収入(水道料金収入)の確保が必要であることから、財政健全化の取組みに位置づけて、検討してきた。</p>	
付議事案	目的	<p>水道料金の適正化を図ることにより、恒常的に供給単価が給水原価を下回る原価割れの解消や、今後老朽化する施設の更新等を踏まえて、水道事業の安定的な経営を図る。</p> <p>また、これにより一般会計繰入金を抑えることができる。</p>
	対応方針	<p>水道料金の改定</p> <p>(1)改定率は、平均15%。 平成32年度～平成36年度までの5年間は改定率15%とし、以後段階的に改定する見込みである。次期改定率については、5年ごとに社会経済情勢や水道事業の経営状況を踏まえ、十分に検証し、改定を検討する。</p> <p>(2)基本料金は一律に改定し、従量料金は1～100m³までの改定。</p> <p>料金改定の時期 改定期日は、平成32年4月1日とする。</p>
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の改定 改定の時期 	
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【財政課】 財政健全化の取組みにおいて、歳入確保のための取組みの項目の一つとなっていることから、了承。</p> <p>【水道事業審議会からの答申内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改定率は、平均15%を妥当とした。 基本料金は一律に改定し、従量料金は1から100m³までの改定とする。 	

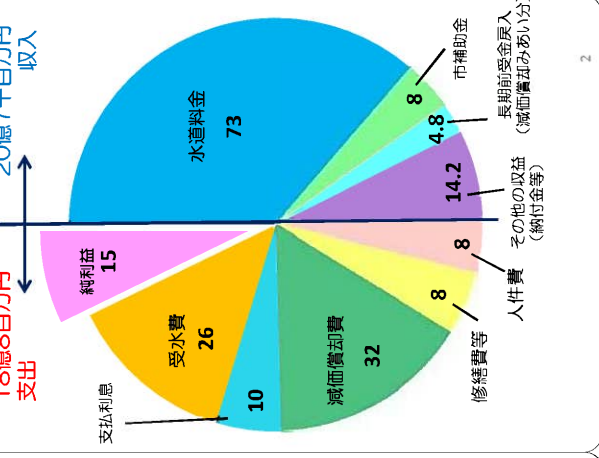
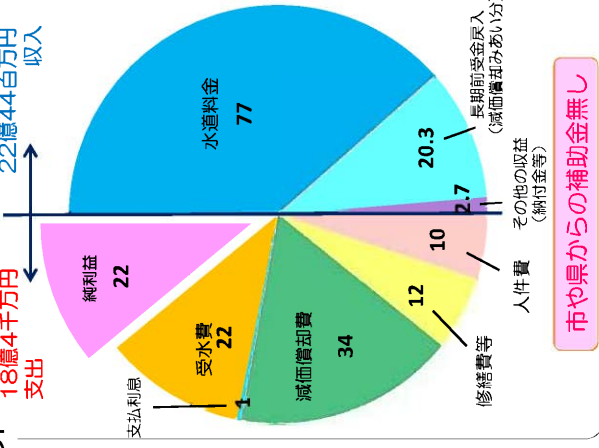
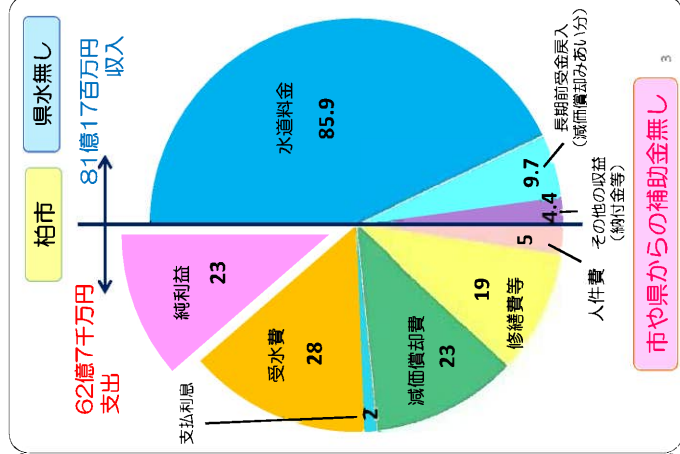
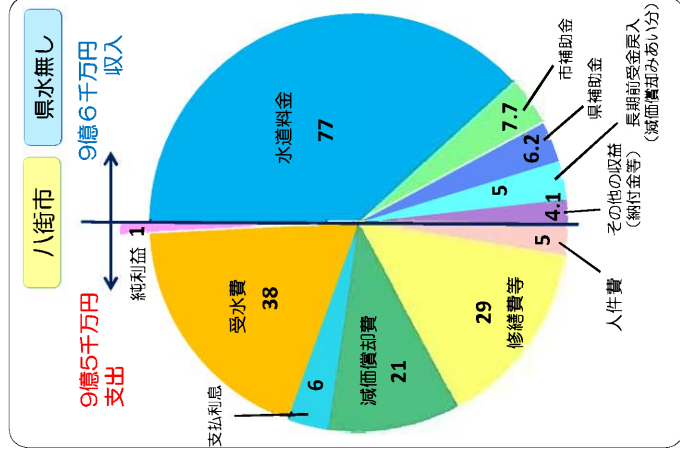
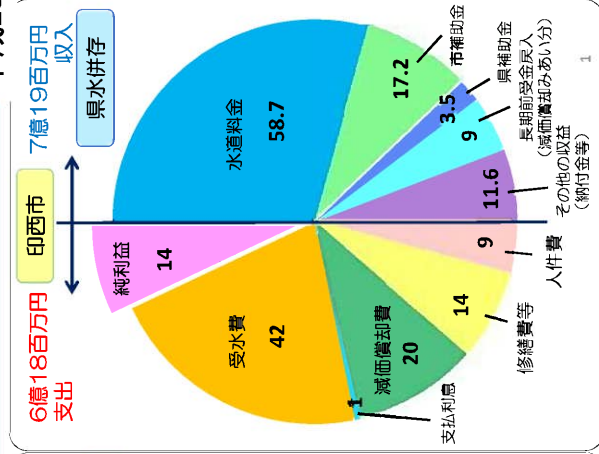
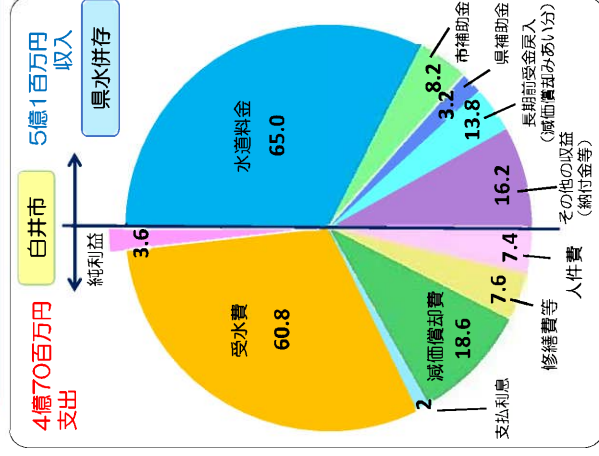
スケジュール	平成31年度 6月～7月 水道料金改定の市民への周知、説明会の開催 8月 例規審査会(条例・規則) 9月 9月議会上程(水道料金に関する条例の一部改正) 10月 水道料金徴収システム変更業務委託 10月～3月 広報、HP、回覧等					
	平成32年度 4月 条例施行 改定した水道料金徴収開始					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	有	条例改正(H31.8月)	報道発表	有	定例記者会見(H31.9月)
	議会説明	有	議員全員協議会 (H31.6月)	広報・HP等	有	説明会(H31.6月～7月) 広報、HP、回覧(H31.10月)
	市民参加	有	上下水道事業審議会(H31.3月答申済み)			
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (議員全員協議会 まで)					
参考情報	関係法令等	水道法・白井市水道事業給水条例				
	関係課	財政課				
	事業費	水道料金システム改修業務委託 1,843 千円 (うち特定財源 0 千円)				

資料

県営水道併存事業体との経営比較

平成28年度決算

1

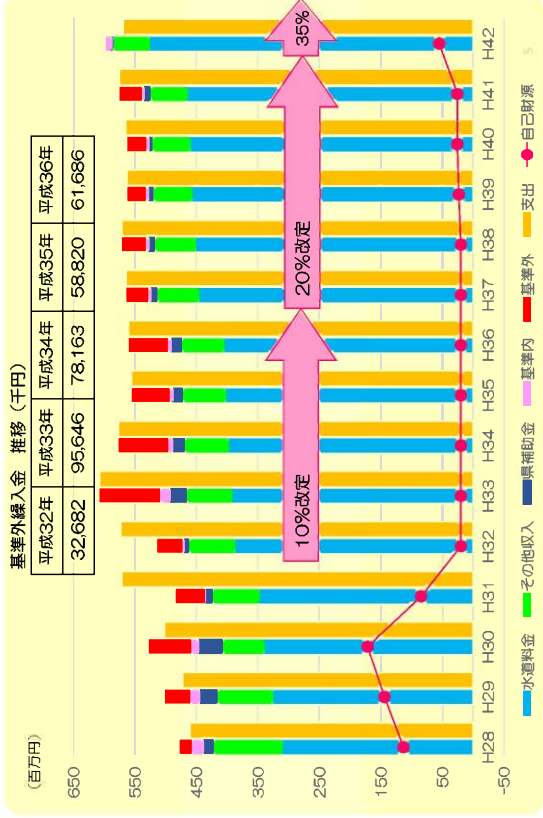


市や県からの補助金無し

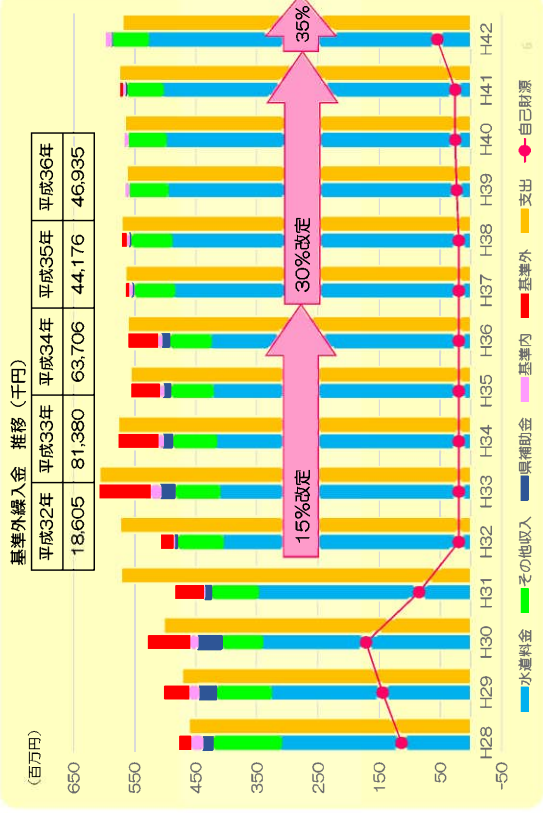
市や県からの補助金無し

資料 2

財政推計：改定率10%→20%→35%と5年ごとに段階的に改定



答申：改定率15%→30%→35%と5年ごとに段階的に改定 財政推計



経営改善に向けた、改定率の前提条件

水道料金改定時期：平成32年4月

- 節水型機器の普及を考慮して、基本料金割合を高めて、使用水量に影響されない、安定的な収入の確保
- 経営改善を主眼にしていることから、利用者に広く負担を求めるため、「基本料金」「従量料金」ともに改定する。
- 大口利用者の水道離れの対策

- 基本料金は、一律に値上げ。
- 従量料金は、1から100m3まで値上げ。101m3以上からは据え置き

資料

財政推計 平均改定率 10% 基本料金割合 26% → 27.1% 税抜き

基本料金 (税抜き)		従量料金 (税抜き)					
口径	料金 (現行)	改定後	改定率	口径	料金(1m ³ につき)	改定後	改定率
13mm	650円	731.25円	12.5%	1~10 m ³	90円	99円	10%
20mm	890円	1001.25円	12.5%	11~20 m ³	150円	165円	10%
25mm	1,590円	1788.75円	12.5%	21~40 m ³	240円	264円	10%
40mm	6,350円	7,143.75円	12.5%	41~100 m ³	330円	363円	10%
50mm	14,400円	16,200円	12.5%	101~500 m ³	400円	400円	—
75mm	33,100円	3,723.75円	12.5%	501 m ³ 以上	440円	440円	—
100mm	63,900円	7,188.75円	12.5%				

一般家庭 口径20mm 2ヶ月 55m³

現行 10,180円 (税抜き) 5,090円/月 改定後 11,251円 (税抜き) 5,625円/月 月535円UP

单身世帯 口径13mm 2ヶ月 10m³

現行 2,200円 (税抜き) 1,100円/月 改定後 2,452円 (税抜き) 1,226円/月 月126円UP

3 平均改定率 15.0% 基本料金割合 26% → 27.2% 税抜き

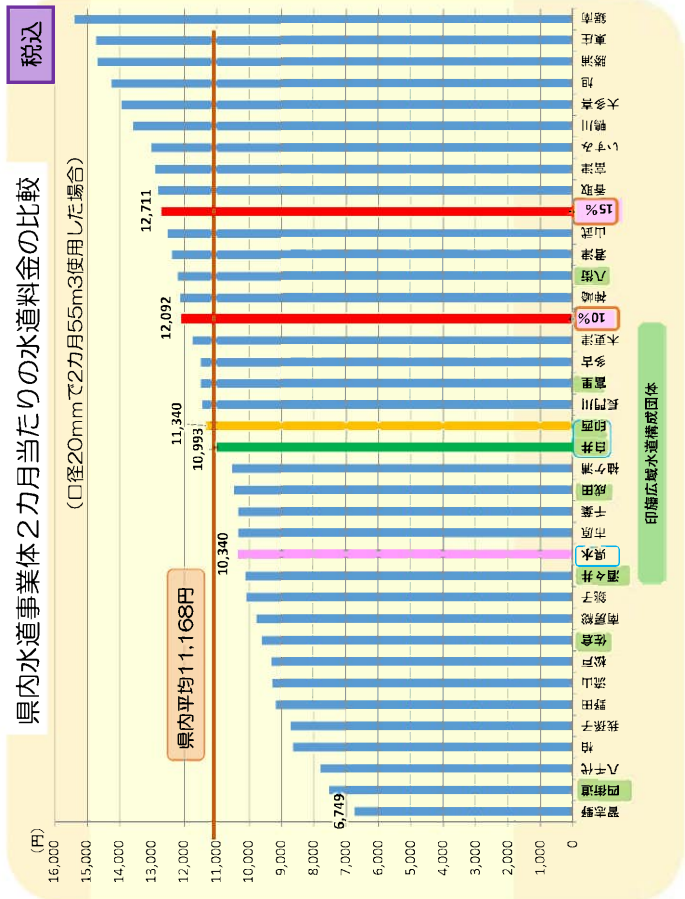
基本料金 (税抜き)		従量料金 (税抜き)					
口径	料金 (現行)	改定後	改定率	口径	料金(1m ³ につき)	改定後	改定率
13mm	650円	770円	19%	1~10 m ³	90円	103.5円	15%
20mm	890円	1,055円	19%	11~20 m ³	150円	172.5円	15%
25mm	1,590円	1,884円	19%	21~40 m ³	240円	276円	15%
40mm	6,350円	7,525円	19%	41~100 m ³	330円	379.5円	15%
50mm	14,400円	17,064円	19%	101~500 m ³	400円	400円	—
75mm	33,100円	39,224円	19%	501 m ³ 以上	440円	440円	—
100mm	63,900円	75,722円	19%				

一般家庭 口径20mm 2ヶ月 55m³

現行 10,180円 (税抜き) 5,090円/月 改定後 11,770円 (税抜き) 5,885円/月 月795円UP

单身世帯 口径13mm 2ヶ月 10m³

現行 2,200円 (税抜き) 1,100円/月 改定後 2,575円 (税抜き) 1,288円/月 月188円UP



審議会での意見

- 改定率を大きくすることで、市からの繰入額を減らし、早めに経営の改善を図るべき。
- 最初の改定率10%改定は低すぎる。一般会計も市営水道も経営が厳しいことを丁寧に説明すれば、理解してもらえらる。
- 市からの補助金は、市民全員からの税金から成り立っている。限定的なエリアである市営水道が、多額の補助金を買い続けるのは避けるべき。
- 水道は生活に欠かせないもの。水道料金が市民生活を圧迫してはならない。
- 急激な値上げは厳しい。最初は小さい改定率にし、5年ごとに段階的に改定するのがよい。
- 最初から5年後、10年後の改定率まで決めるのではなく、水道事業の経営状況をみながら改定率の見直しをしようがよい。